日本製薬団体連合会

日本製薬工業協会

米国研究製薬工業協会

欧州製薬団体連合会

日本医療機器産業連合会

米国医療機器・IVD工業会

欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会

窓口ご担当者さま　各位

（※Bccにて各団体の窓口ご担当者様宛てにお送りしております）

平素より大変お世話になっております。厚労省医政局経済課の前沢です。

個人情報保護法改正に係る意見募集について、以下のとおり担当部署から連絡がございました。

お手数をおかけいたしますが、貴会内及び傘下団体へ周知くださいますようお願い申し上げます。

～～～以下、医政局総務課 医療情報化推進室より～～～

日頃より、厚生労働行政の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等においては、保健医療に関する個人情報の取扱いも含め、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき事項等が定められているところです。

先週金曜に、個人情報保護委員会において「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」がとりまとめられ、パブリックコメントが開始されておりますので、情報提供させていただきます。

**【「個⼈情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」の公表及び同大綱に対する意見募集】**

[**https://www.ppc.go.jp/news/press/2019/20191213/**](https://www.ppc.go.jp/news/press/2019/20191213/)

**（意見募集期間：令和元年12月13日（金）～令和２年１月14日（火））**

今後は、このパブリックコメントでの御意見等も踏まえ、法律による対応を行う事項については、制度設計の細部等について法案化の作業を進め、来年の通常国会への個人情報保護法改正案の提出を目指すこととされております。

当該大綱には、

・開示請求を受けた場合の開示のデジタル化（P9・10）

・６ヶ月以内に削除するデータも開示等の対象とする（P10・11）

・漏洩等の際の報告と本人への通知の義務化（P14）

・保有個人データに関する公表事項の充実（P20）

・「仮名化情報（仮称）」の創設（P21）

・公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化（P22・23）

・外国の第三者への個人データの提供制限の強化（P29・30）

・行政機関、独法等に係る法制との一元化（P32）

・地方公共団体の個人情報保護制度の検討（P32・33）

など、医療分野にも影響があると考えられる内容が含まれております。

当省におきましても、可能な限り、医療関係団体の皆様のご意見を把握させていただきたいと考えておりますため、当該パブリックコメントに御意見を提出されます際には、当省の下記のメールアドレス宛、御意見の共有をいただけますと幸いに存じます。

iryo-joho@mhlw.go.jp

何卒よろしくお願いいたします。

本メールに関する問合せ先：

厚生労働省医政局総務課 医療情報化推進室 統括企画班

電話番号：　代表03-5253-1111（内線4168）

メールアドレス：iryo-joho@mhlw.go.jp

**――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――**

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

　厚生労働省　医政局　経済課

　　　企画係　　　　前沢　智樹

      ＴＥＬ　03-3595-2421（直通）

　　　 　  　 03-5253-1111（代表）（内線4117）

      ＦＡＸ  03-3507-9041

      E-mail　maezawa-tomoki@mhlw.go.jp

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*